

写真貼付け時ののりしろ

申請にあたっての注意事項

- 課税免除を受ける車両の展示状態の写真をこの面の**太枠線**の中に1台ずつ貼付けしてください。
- 申請書には下記の書類も添付してください。
 - 課税免除を受ける車両の自動車検査証の写し
 - 古物商許可証又は質屋許可証の写し（申請台数が多くても1枚で可）
 - 展示場全体がわかる写真（展示場の雰囲気がわかれば1枚でも可）
 - 走行距離を写した写真

その他注意事項

- 地方税法第448条の規定により、調査にお伺いすることがあります。